

新しい設備を導入したいが……

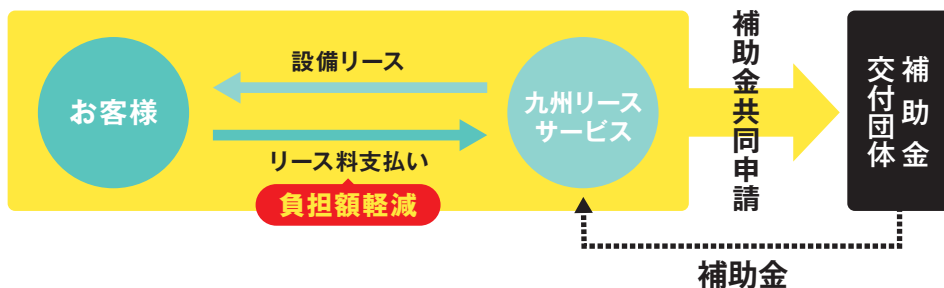
- ☑ 初期費用の負担がきつい
- ☑ 自己負担額を減らしたい

リース対象の 「補助金・減税等」で 設備投資の負担を軽減

リース利用に補助金や減税等の制度があるのをご存じですか？
今、導入を検討している設備も対象となるかもしれません。

リースに関する補助金・減税等について 九州リースサービスにぜひご相談ください

補助金・減税等の制度を利用した設備リースの流れ



補助金・減税等を利用した事例(工作機械を7年間リース)

- 「生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税特例措置」による**固定資産税軽減**
- 「ESGリース促進事業」による**補助金**

| | 各制度を利用する前のリース料総額 | 各制度を利用した場合のリース料総額 |
|----------------|------------------|--------------------|
| 設備投資額 | 20,291,000円 | 20,291,000円 |
| 金利・動産保険料等 | 2,112,400円 | 2,030,000円 |
| 固定資産税 | 990,600円 | 426,200円 |
| ESGリース促進事業 補助金 | | -454,944円 |
| リース料総額 | 23,394,000円 | 22,292,256円 |

約110万円も負担軽減!

各制度を利用する前のリース料総額

| 設備投資額 | 金利・動産保険料 | 固定資産税 |
|-------|----------|-------|
|-------|----------|-------|

固定資産税が軽減されたリース料総額

| 設備投資額 | 金利・動産保険料 | 固定資産税 |
|-------|----------|-------|
|-------|----------|-------|

ESGリース利用後のリース料総額

| 設備投資額 + 金利・動産保険料 + 固定資産税 |
|--------------------------|
|--------------------------|

※固定資産税の課税標準は自治体により異なります。※本資料に記載の事例は一例であり、制度適用の有無、制度を適用した場合の効果等は、個別の事案により異なります。

＼ 中小企業の皆さまへ /

リース利用に関する補助金・減税等

リースを利用した設備の導入に対する補助金や、一定の条件により税額が控除される制度があります。

補助金

脱炭素機器や事業再構築に取り組むための機械装置などのリースを対象とした補助金制度があります。

| | 対象者 | 対象設備 | 補助内容 |
|-------------------------|---------------------------|---|------------------------------------|
| 脱炭素社会の構築に向けた ESGリース促進事業 | 脱炭素機器利用者 (中小企業、個人事業主等) | 業務部門脱炭素機器(熱源設備※、厨房用設備、空調用設備、業務用冷凍冷蔵設備、医療画像機器、分析機器) | ESG取組 総リース料の3~4% ※上乗せ要件あり |
| | | 産業部門脱炭素機器(建設機械、工業炉、鋳造機械、省エネ型ダイカストマシン、エネルギー変換設備、工作機械、鍛圧機械、射出成形機) | ESG取組 総リース料の1~2% ※上乗せ要件あり |
| 事業再構築補助金 | 成長分野への大胆な事業再構築に取り組む中小企業者等 | 機械装置等 | 1/3~3/4の補助 ※補助事業の類型によって補助金額が異なる |

※熱源設備のうち、高効率蒸気ボイラおよび高効率温水ボイラの都市ガス、LPガス以外は対象外

詳しくはこちら



ESGリース
促進事業



事業再構築補助金

税制関連

一定の条件により、固定資産税の軽減や税額控除の対象となる制度があります。

| | 対象者 | 対象設備 | 内容 |
|-------------------------------------|-------------------------|---|--|
| 生産性向上や質上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税特例措置 | 「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業等 | 機械・装置、測定工具・検査工具、器具・備品、建物附属設備 ※取得価格等の要件あり | 課税標準×最大5年間1/3×固定資産税率=固定資産税の軽減 |
| 中小企業経営強化税制 | 「経営力向上計画」の認定を受けた中小企業等 | 機械・装置、工具、器具・備品、ソフトウェア、建物附属設備 ※取得価格等の要件あり | 即時償却または取得価額の10%の税額控除 ※資本金3000万円超1億円以下の法人は7% |

詳しくはこちら



生産性向上や質上げに資する
中小企業の設備投資に関する
固定資産税の特例措置



中小企業
経営強化税制

※本資料の記載内容は、令和5年8月現在の法令に基づきます。※本資料に記載の各制度は、受付期間、対象の期間・事業者・設備、リース契約の内容等に関してそれぞれ要件がございます。これらの要件を満たさない場合は、各制度の適用対象外となります。※当社は、各制度のお客様への適用を保証または確約するものではありません。詳細は所轄の官署のウェブサイト等をご参照ください。※リース契約を締結いただく前に、各税制の適用の有無、申告手続き、その他詳細について税理士にご相談、ご確認ください。



〒812-0011
福岡市博多区博多駅前 4-3-18 サンライフセンタービル
TEL (092) 431-3442 FAX (092) 475-0943
営業統括部

<https://www.k-lease.co.jp/>

